

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある 特定事業の手續及び実施に関する条例 (特定事業手續条例) について

目次

I 「特定事業」とは	1
II 特定事業となる事業	2
III 特定事業の流れ	7
IV 事業の計画	8
V 説明会の開催	13
VI 事前協議	22
VII 協議結果通知後について	26

I 「特定事業」とは

特定事業とは、周辺の環境の保全及び形成に多大な影響を及ぼすおそれのある事業をいいます。

事業者は、この特定事業を行うための法令又は条例に基づく許可の申請その他の手續を行う前（岡崎市土地利用基本条例で行う**大規模土地利用行為に係る事前協議を除く**）に、周辺住民を対象とした説明会の開催と市長との事前協議を行わなければなりません。

これらの手續きのため、本パンフレットのほか、「**岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例**（以下、「条例」という。）」及び「**岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則**（以下、「施行規則」という。）」をご確認ください。

※岡崎市土地利用基本条例第7条に規定する大規模土地利用行為に該当する場合、特定事業の説明会と事前協議の前に、大規模土地利用行為に係る事前協議を行う必要がありますので、該当の有無をご確認ください。

Ⅱ 特定事業となる事業

次に掲げる事業を実施する場合、各法令等に基づく許認可手続きの前に、特定事業の手続（地元説明会及び市への事前協議）を実施する必要があります。実施予定の事業が各法令等に該当するかは、各事務を所管する「確認課等」にてご確認ください。

特定事業となる事業	確認課等
廃棄物処理施設関係 ・ 廃棄物の処理施設、使用済自動車の解体業及び破砕業の事業施設（施行規則第4条に定める次の(1)から(5)までに該当する事業は除く） (1) 排出事業者又は市民自らが処理する廃棄物の処理施設（以下「自社廃棄物処理施設」という。）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置の許可を要しないものの設置並びにその構造及び規模の変更に係る事業 (2) 移動することができるように設計した廃棄物の処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更に係る事業 (3) 廃棄物処理法第9条第1項ただし書及び第15条の2の6第1項ただし書の軽微な変更に係る事業 (4) 廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設（自社廃棄物処理施設を除く。）における次のいずれにも該当しない構造及び規模の変更に係る事業 - ア 事業所の敷地面積（当該敷地面積について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該敷地面積が10分の1以上増加するもの - イ 処理能力（当該処理能力について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10分の5以上増加するもの (5) 廃棄物処理法の規定による設置の許可を受けた廃棄物処理施設の設置又は構造及び規模の変更に係る事業であって、次のいずれにも該当しない構造及び規模の変更に係る事業。 - ア 事業所の敷地面積（当該敷地面積について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該敷地面積が10分の1以上増加するもの - イ 当該設置又は構造及び規模の変更によって当該処理能力（当該処理能力について条例第59条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）が10分の1以上増加するもの ・ 廃棄物の積替え又は保管のための施設のうち、施行規則第5条に定める次の(1)、(2)に該当する規模の施設（廃棄物の処理施設の事業区域内において、分別し、又は保管するために設置する施設及び建設工事に伴い発生する自らの廃棄物をその工事が完了するまでの間、分別し、又は保管するために設置	廃棄物対策課 [福祉5階]

特定事業となる事業		確認課等
	する施設を除く) (1) 廃棄物の積み替えに伴い、分別し、又は保管するための場所のいずれかの面積が 100 m²以上の施設（増設により既設面積と増加面積の合計が初めて 100 m²以上となる場合を含む。） (2) 既に設置された施設の規模の変更に係る事業で、その廃棄物の積み替えに伴い分別し、又は保管するための場所のいずれかの面積（当該面積について条例第 7 条第 1 項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）が、100 m²以上増加するもの ・ 自社廃棄物処理施設において、自らの廃棄物以外の廃棄物を処理する事業 ・ 既に設置された廃棄物の処理施設において処理する廃棄物に、廃棄物処理法に規定する特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を加える変更に係る事業	
大規模小売店舗関係	・ 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に規定する大規模小売店舗の新設に係る事業又は同法第 6 条第 2 項若しくは附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出に係る事業で施行規則第 6 条に定める次の(1)～(3)に該当するもの (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、次に掲げるもの ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 荷さばき施設の位置及び面積 (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	愛知県 商業流通課
高層建築物	・ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築又は増築で、その高さが 18 mを超えるものに係る事業	建築指導課 [西 1 階]
開発行為	・ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為の面積が 3,000 m²以上の事業	建築指導課 [西 1 階]
墓地・埋葬関係	・ 墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場の設置事業 ・ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地及び納骨堂（寺院又は教会の敷地内に設置する納骨堂を除く。）の設置事業並びに既設面積の 10 分の 2 を超える墓地の増設に係る事業	生活衛生課 [げんき館]

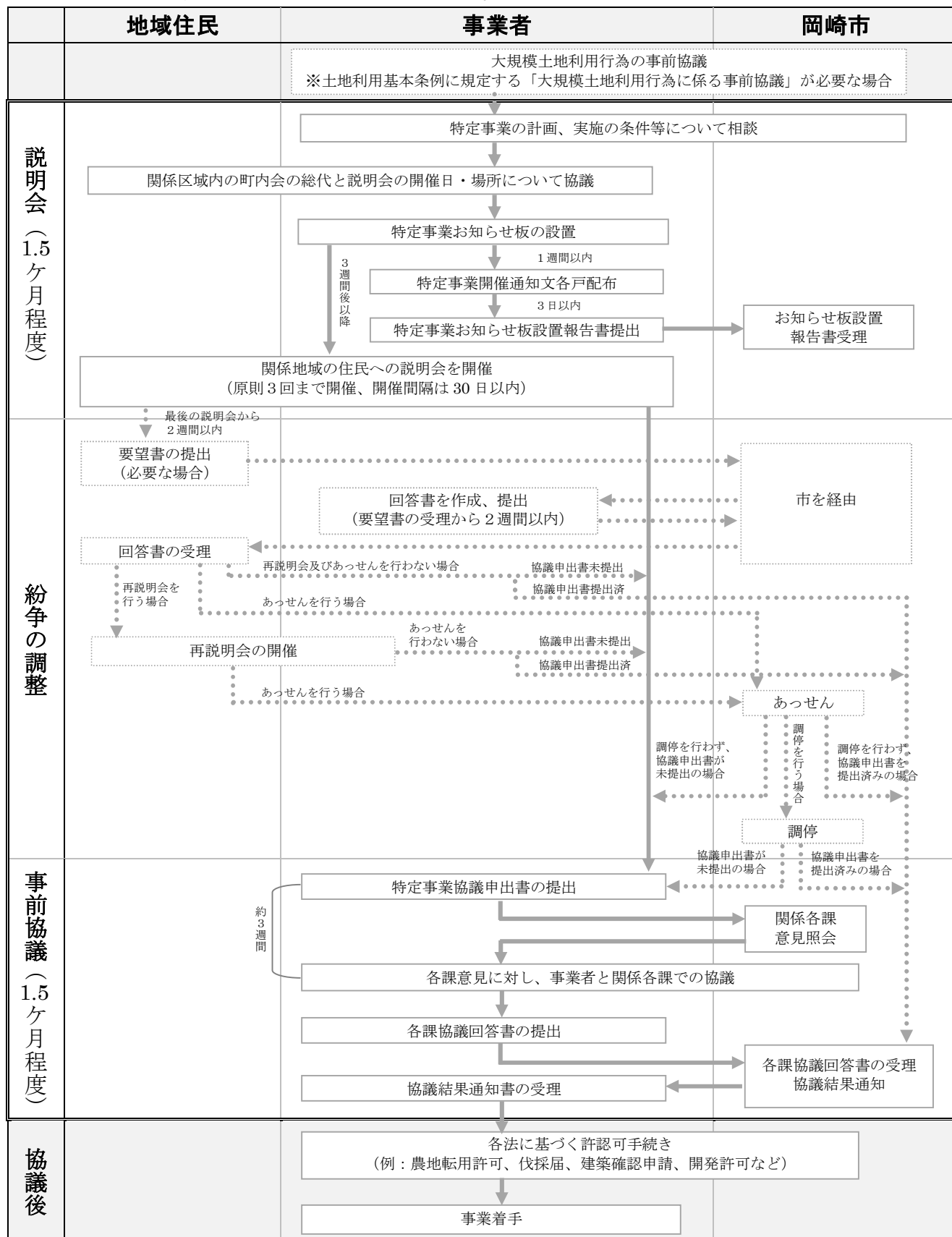
特定事業となる事業		確認課等
動物関係	・と畜場法第3条第2項に規定すると畜場の設置事業 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場（食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が同法第16条第1項の政令で定める数以下である食鳥処理場を除く。）の設置事業	生活衛生課 [げんき館]
	・化製場等に関する法律に規定する化製場、死亡獣畜取扱場及び貯蔵の施設の設置に係る事業 ・動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第1種動物取扱業及び同法第24条の2の2に規定する第2種動物取扱業の用に供する施設で、化製場等に関する法律施行条例（愛知県条例）第6条各号に掲げる動物を当該各号に定める数以上飼養、収容するものの設置に係る事業（種別として保管のみを行う場合、10日を超えない催事等である場合又は大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の施設で行う場合又は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条に規定する農業用施設（同条第4号を除く）を除く。） ・動物処理場等に関する条例（愛知県条例）に規定する動物処理場（移動することができるように設計されたものを除く。）の設置事業	動物総合センター・あにも [東公園内]
興行場・ホテル・公衆浴場関係	・興行場法に規定する興行場（臨時又は仮設のものを除く。）の設置事業 ・旅館業法に規定する旅館業の施設（旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる施設を除く。）の設置事業（老人福祉施設であって日中の利用者に限り宿泊させる施設で10名未満の簡易宿所は除く。） ・公衆浴場法に規定する公衆浴場（浴室及び脱衣室の床面積の合計が200平方メートル未満のもの又は附帯設備として設置される場合でその床面積が施設全体の床面積の10分の1未満のものを除く。）の設置事業	生活衛生課 [げんき館]
卸売市場	・卸売市場法に規定する卸売市場の設置事業並びに業務規程に規定する事項のうち卸売市場の位置面積並びに開場の期日及び時間の変更に係る事業	西三河農林水産事務所 農政課
特定工場・水質汚濁法関係	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第2条第2項各号に掲げる工場及び同令第5条の2各号に掲げる施設、同令第5条の3第1項の施設又は同令別表第1に掲げる施設を設置する工場（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場に限る。）の設置事業（施設の老朽化等による施設の交換を除く。） ・水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置する工場又は事業所のうち、1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のものの設置事業（施設の老朽化等による施設の交換を除く。）	環境保全課 [福祉5階]

特定事業となる事業		確認課等
学校	・学校教育法の学校	学校指導課 [福祉 4 階] (幼稚園は保育課[福祉 3 階])
病院	・医療法に規定する病院	保健政策課 [げんき館]
障がい者福祉関係	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障がい福祉サービスのうち施設入所支援、自立訓練(宿泊型自立訓練に限る。)及び共同生活援助(入居定員が 8 人以上の住居に限る。)を行う施設並びに同条第 28 項に規定する福祉ホーム	障がい福祉課 [福祉 1 階]
高齢者福祉関係	・介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 ・老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター(定員が 19 人未満の施設を除く。)、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び同法第 29 条第 1 項の有料老人ホーム(サービス付き高齢者住宅のうち、有料老人ホームに該当するサービス(食事、介護、家事、健康管理等のサービス)を提供するものについてはこれに含む。)	介護保険課 [福祉 1 階]
児童福祉関係施設	・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、以下のもの	
	(1) 乳児院、母子生活支援施設	家庭児童課 [東 1 階]
	(2) 保育所、幼保連携型認定こども園(既設の保育所又は幼稚園が移行する場合であって、当該変更によって当該敷地面積が増加されないものは除く。)	保育課 [福祉 3 階]
	(3) 児童養護施設	愛知県 児童家庭課
	(4) 障がい児入所施設及び児童発達支援センター	障がい福祉課 [福祉 1 階]
農転・伐採届が必要な行為	・土石又は鉱物の採取、水面の埋立てその他の目的で行う土地の区画形質の変更を伴う事業で以下のもの(ただし、森林、農地、緑地その他良好な自然的環境を形成する土地として利用するために行う事業、農地、道路及び河川の整備事業並びに下水道施設及び水道施設のうち、建築物以外のものの設置に係る事業を除く。) (1) その(転用する)面積が 3,000 平方メートル以上のもの (2) 搬入土量又は搬出土量が 3,000 立方メートル以上のもの	農地：農業委員会事務局 [西地下 1 階] 山林：中山間政策課 [額田支所]

特定事業となる事業		確認課等
汚染土壌処理施設	・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設の設置事業	環境保全課 [福祉 5 階]
麻雀店・パチンコ店・ゲームセンター等	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する風俗営業の用に供する施設のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものの設置に係る事業	岡崎警察署 生活安全課

Ⅲ 特定事業の流れ

特定事業の手続きは以下の順番で行います。



IV 事業の計画

特定事業毎に実施の条件（10～12 ページ）が定められていますので、事業計画はこれを満たす内容で計画してください。

なお、高さ 18mを超える共同住宅の計画における駐車場、駐輪場及び集会施設の設置についての実施の条件は、次のとおりとなります。

◆ 駐車場の設置

(1) 駐車場の設置台数の基準について

次の表の左欄に掲げる区域に応じ、右欄に掲げる基準台数以上の駐車場を設置すること。

区 域	1 戸あたりの基準台数
下記のいずれにも該当しない区域	1.3 台
岡崎市立地適正化計画で定める 居住誘導区域のうち 居住誘導重点区域	1.0 台
岡崎市立地適正化計画で定める 準都市拠点及び地域拠点 （これらのうち鉄道駅周辺に限る。） における都市機能誘導区域	0.5 台
岡崎市立地適正化計画で定める 都市拠点 における都市機能誘導区域	0.3 台

※ 複数の区域に該当する場合は、1 戸あたりの基準台数が少ないものを採用する。

例：都市拠点かつ居住誘導重点区域に該当する立地の場合は、都市拠点での基準台数を採用し（必要設置台数） $\geq$ （戸数） $\times$ 0.3 台 とする。

(2) 駐車場の敷地内設置について

必要な駐車場台数の全てを原則、敷地内に確保すること。

ただし、やむを得ない事情等で必要な駐車場台数の全てを敷地内に確保できない場合は、必要な駐車場台数の半数を超える台数の駐車場を敷地内に確保することを前提に、事業区域から 200m以内（直線距離）の敷地外駐車場の確保を認める。

(3) 特定事業計画協議申出書の添付資料について

「特定事業協議申出書」に添付する「土地利用計画図」等に、駐車場の配置計画（敷地内外）を図示するとともに、必要な駐車場台数を「施行規則第 16 条第 7 号のキの表」に基づいて算出し、記載すること。また、敷地外に確保する賃貸駐車場については、該当管理者の同意書及び賃貸解消時の担保措置として「迷惑駐車の防止に関する誓約書」を提出すること。

- (4) 「基準台数が確保できないやむを得ない事情があると市長が認める場合」の取扱い
 (1)の区域ごとに定める基準台数を確保できない場合、共同住宅の用途によって「やむを得ない事情があると市長が認める」ことができます。この場合、1戸あたりの基準台数は以下ようになります。

共同住宅の用途	1戸あたりの基準台数
・ 単身用住宅（※） ・ 公営住宅法第2条第2項に定める共同住宅	1.0 台
・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に定めるサービス付き高齢者住宅 ・ 岡崎市地域優良賃貸住宅制度要綱に定める地域優良賃貸住宅（ただし、高齢者型に限る。）	0.5 台

※ 複数の住宅用途が混在する計画の場合は、用途毎に設置台数基準を適用し、その合計台数を必要設置台数とする。

※ 単身用住宅とは、一住戸ごとに浴室（シャワー室を含む。）、便所及び台所（湯沸場を含む。）を設けた形式の住宅で、かつ、住戸の専用面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース等の面積を除く。）が30㎡以下のものをいう。

◆ 駐輪場の設置

1戸当たり1台以上の屋根付きの駐輪場を設置すること。

◆ 集会施設の設置

単身用共同住宅以外の共同住宅の建設にあつては、住戸数が50戸以上になる場合は、次の表の左欄に掲げる戸数に応じ、右欄に掲げる基準面積以上の面積を有する集会施設（集会室、押入、トイレ、出入口等で構成されている居住者が集合することを目的とした場所。）を設置すること。

戸 数	1戸当たり基準面積
50戸以上 75戸未満	0.91 ㎡
75戸以上 100戸未満	0.85 ㎡
100戸以上 150戸未満	0.81 ㎡
150戸以上 200戸未満	0.78 ㎡
200戸以上 300戸未満	0.76 ㎡
300戸以上 350戸未満	0.75 ㎡
350戸以上	0.74 ㎡

◆ 実施の条件表

施行規則 別表第 3			ア		イ	ウ	エ	オ	カ	
特定事業			廃棄物の処理施設の設置・規模の変更				廃棄物の分別、積替え又は保管のための施設（廃棄物処理施設の事業区域内、工事現場内及び排出事業区域内の屋内に設置する施設を除く）	使用済自動車、解体自動車の分別、積み替え又は保管の施設（100㎡以上）	大規模小売店舗	
			自社物以外の廃棄物を処理する場合		使用済自動車を、解体業の許可を得て処理する施設	破砕業の許可を得て使用済自動車を処理する施設（廃掃法の許可施設はアの条件を適用）				
実施の条件		担当部署	最終処分場、焼却以外の処理施設	最終処分場、焼却施設						
同意条件	事業区域の周囲 200m内の居住者の 3 分の 2 以上の同意		都市計画課	要 （ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要）	要	不要	不要	調整区域内で行う場合は要	不要	不要
	事業区域の周囲 30m内の土地所有者の 3 分の 2 以上の同意		都市計画課		要	不要	不要		不要	不要
	事業区域内の土地所有者の同意		都市計画課	要	要	要	要	要	要	要
立地条件	立地基準		都市計画課	・都市計画区域内で実施すること。ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りではない。 ・市街化区域内で行う場合は工業地域又は工業専用地域内とすること。ただし、自社物のみの既存許可施設の構造・規模の変更などのみはこの限りではない。		・準工業地域、工業地域又は工業専用地域内で実施すること。ただし、その施設の面積の合計が100㎡未満の場合はこの限りでない。	・工業地域又は工業専用地域内で実施すること。	・都市計画区域内とで実施すること。ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りでない。 ・市街化区域内で行う場合は、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内とすること。	・準工業地域、工業地域又は工業専用地域内で実施すること。	・都市計画区域内で実施すること。 ・商業地域又は近隣商業地域以外を事業区域とする場合は、事業区域と隣地との境界付近に、4m以上の幅の緩衝緑地帯を設置すること。ただし、緩衝緑地帯を設置する以外の方法で周辺への環境配慮を行う場合は、この限りでない。
				－						
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が 3000㎡以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m		9m	9m	4m	9m	9m
		高さ 31m 以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	－		－	－		－	9m
		事業区域が 1000㎡以上、3000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m		6m	6m		6m	6m
		高さ 20m 以上 31m 未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	－		－	－		－	6m
		事業区域 1000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m		4m	4m		4m	4m
		高さ 20m 未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	－		－	－		－	4m
必要な施設	緑地（敷地面積に対する割合）※		都市計画課 （まちづくり推進課）	2/10 以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は 1/10 以上。		1/10 以上	2/10 以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は 1/10 以上。	1/10 以上	1/10 以上	1/10 以上
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保		都市計画課、建築指導課	要		要	要	要	要	要
	その他			－		－	－	－	－	－
防災及び防犯上の条件	排水調整施設の設置		下水道工事課（市街化区域） 河川課（市街化調整区域）	要		要	要	要	要	要
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置		消防本部、予防課、消防救急課	要		要	要	－	要	要
	はしご車又はその他設備 （4 階建て以上または高さ 15m以上建築物の場合）		消防本部、予防課、消防救急課	－		－	－	－	－	要
生活環境上の条件	電波障害（高さ 15m以上の建築物・工作物）		環境保全課、建築指導課	高さ 15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。						
	地元代表者との協定		都市計画課	工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保		ごみ対策課	－		－	－	－	－	－

※景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。

施行規則 別表第 3				キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス
特定事業				高さ 18mを超える建築物の新築又は増築	3, 000 ㎡以上の開発行為	火葬場、卸売市場	納骨堂（寺院・教会の敷地内に設置する納骨堂を除く）の設置、墓地の設置・増設	と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、貯蔵の施設、食鳥処理場、動物処理場	動物取扱業の用に供する施設、興行場、旅館業、公衆浴場、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設を有する工場又は事業所	特定工場
実施の条件			担当部署							
同意条件	事業区域の周囲 200m内の居住者の 3 分の 2 以上の同意		都市計画課	不要	不要	要 （ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有）	不要	要 （ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有）	不要	不要
	事業区域の周囲 30m内の土地所有者の 3 分の 2 以上の同意		都市計画課	不要	不要	要（ただし土地区画整理事業の場合は不要）	不要	要	不要	不要
	事業区域内の土地所有者の同意		都市計画課	要	要（ただし土地区画整理事業の場合は不要）	要	要	要	要	要
立地条件	立地基準		都市計画課	・都市計画区域内で実施すること。 ただし、都市計画区域外における産業立地誘導地区において、産業用の建築物を設置する事業は除く。 ・工業地域又は準工業地域内で共同住宅を建築する場合は、良好な生産環境を確保し、生産環境と調和した居住環境を整えるための措置を講じること。		-	-	・都市計画区域内で実施すること。	-	・製造業に属する事業の用に供する工場の設置事業を市街化区域内で実施する場合は、準工業地域、工業地域、工業専用地域内とすること。
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が 3, 000 ㎡以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9 m	9 m	9 m	4 m	9 m	9 m	9 m
		高さ 31m 以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9 m		9 m		9 m	9 m	9 m
		事業区域が 1, 000 ㎡以上、3, 000 ㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6 m		6 m		6 m	6 m	6 m
		高さ 20m 以上 31m 未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6 m		6 m		6 m	6 m	6 m
		事業区域 1, 000 ㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4 m		4 m		4 m	4 m	4 m
		高さ 20m 未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4 m		4 m		4 m	4 m	4 m
必要な施設	緑地（敷地面積に対する割合）※		都市計画課（まちづくり推進課）	5/100 以上	5/100 以上	2/10 以上	1/10 以上	2/10 以上	5/100 以上	5/100 以上
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保		都市計画課、建築指導課	要 （共同住宅の場合は 1 戸あたりの基準を遵守）	要	要	要	要	要	要
	その他			共同住宅の場合は屋根付きの駐輪場・集会場の基準を遵守	-	-	-	-	-	-
防災及び防火上	排水調整施設の設置		下水道工事課（市街化区域）	要	要	要	要	要	要	要
			河川課（市街化調整区域）							
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置		消防本部、予防課、消防救急課	要	要	要	要	要	要	要
生活環境上	はしご車又はその他設備（４階建て以上または高さ 15m以上建築物の場合）		消防本部、予防課、消防救急課	要	要	要	-	要	-	要
	電波障害（高さ 15m以上の建築物・工作物）		環境保全課、建築指導課	高さ 15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。						
	地元代表者との協定		都市計画課	工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保		ごみ対策課	共同住宅の場合は要	要	-	-	-	-	-

※工業地域または準工業地域において高さ 18mを超える共同住宅を建設する場合は、条例施行規則第 16 条第 7 号（別表キ）「生活環境の確保」 2 の基準を満たすこと。

※工業地域または準工業地域において住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為が 3, 000 ㎡を超える場合は、条例施行規則第 16 条第 8 号（別表ク）「生活環境の確保」 3 の基準を満たすこと。

※景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。

施行規則 別表第3				セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	－	
特定事業				教育福祉施設	土地の区画形質の変更を伴う事業でその面積が3,000㎡以上又は搬入・搬出する土量が3,000㎡以上		既存の廃棄物処理施設で処理する廃棄物に、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を加える変更	汚染土壌処理施設の設置に係る事業			パチンコ店、ゲームセンター等	
					タに該当するもの以外（土石・鉱物の採取など）	駐車場、資材置場、太陽光発電施設（※1）その他これらに類する施設		浄化等処理施設、セメント製造施設、分別等処理施設	埋立処理施設	自然由来等土壌利用施設		
実施の条件					担当部署							
同意条件	事業区域の周囲200m内の居住者の3分の2以上の同意			都市計画課		不要	不要	不要	要 （ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有）	不要	要 （ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有）	不要
	事業区域の周囲30m内の土地所有者の3分の2以上の同意			都市計画課		不要	不要	不要		不要		
	事業区域内の土地所有者の同意			都市計画課		要	要	要	要	要	要	
立地条件	立地基準			都市計画課		－	－	－	・都市計画区域内で実施すること。 ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りではない ・市街化区域内で行う場合は工業地域又は工業専用地域内とすること。 ただし、自社物のみの既存許可施設の構造・規模の変更などのみはこの限りではない。	・工業地域又は工業専用地域内で実施すること。	・工業地域又は工業専用地域内とすること。 ・取水施設（上下水道局サービス課にて確認）から上流へ3,000mの範囲外、かつ岡崎市土地利用基本計画に規定する水源保全地域の外とすること。	－
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が3,000㎡以上		都市計画課、建築指導課、道路維持課		9m	4m	9m	－	9m	9m	－
		高さ31m以上		都市計画課、建築指導課、道路維持課		9m		－		－		
		事業区域が1,000㎡以上、3,000㎡未満		都市計画課、建築指導課、道路維持課		6m		6m		6m		
		高さ20m以上31m未満		都市計画課、建築指導課、道路維持課		6m		－		－		
		事業区域1,000㎡未満		都市計画課、建築指導課、道路維持課		4m		4m		4m		
		高さ20m未満		都市計画課、建築指導課、道路維持課		4m		－		－		
必要な施設	緑地（敷地面積に対する割合）※2			都市計画課 （まちづくり推進課）		5/100以上	－	5/100以上	2/10以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は1/10以上。	1/10以上	1/10以上	－
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保			都市計画課、建築指導課		要	－	－	－	要	要	－
	その他					－	－	－	－	－	－	
防災及び防犯上の条件	排水調整施設の設置			下水道工事課（市街化区域） 河川課（市街化調整区域）		要	要	要	－	要	要	－
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置			消防本部、予防課、消防救急課		要	－	－	－	要	要	－
	はしご車又はその他設備 （4階建て以上または高さ15m以上建築物の場合）			消防本部、予防課、消防救急課		要	－	－	－	－	－	－
生活環境上の条件	電波障害（高さ15m以上の建築物・工作物）			環境保全課、建築指導課		高さ15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。（ただし、ソ・タ・チ・トに該当する事業を除く）						
	地元代表者との協定			都市計画課		工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保			ごみ対策課		－	－	－	－	－	－	－

条例で定める実施の条件はありません。
各種法令が定める基準に従ってください。

※1 太陽光発電施設の設置にあつては、別に定める太陽光発電施設設置基準を満たすこと。

※2 景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。

V 説明会の開催

特定事業を行おうとする者は、予め（行おうとする事業に関する法令又は条例に基づく許可の申請その他の手続を行う前に）、周辺住民等を対象とした説明会を開催しなければなりません。

説明会は原則として、集会場等において住民と直接話合える集会形式で開催してください。また、説明会では、事業計画の内容を周知するとともに、周辺住民等の要望を聞き取り、その要望を事業計画に取り入れるよう努めなければなりません。

1 説明会の範囲と対象者

説明会の対象者は、事業区域の周囲（特定事業別に定める地域：施行規則別表第1）に住所を有する市民、土地又は建築物の所有者その他利害関係を有する者（近隣住民）です。

◆ 説明会の対象範囲：①～③の3つに該当する区域全部が説明会の範囲です。

説明会範囲 特定事業	予定建築物がある場合		③予定建築物の有無に関わらず説明会を実施する範囲
	①予定建築物の高さの2倍の範囲	②予定建築物の高さが15m以上の場合で電波障害机上検討図の予測範囲	
条例第2条第2項第1号（廃棄物の処理施設） 第2号（廃棄物の分別、積替、保管施設） 規則第7条第1号（火葬場） 第3号（と畜場） 第4号（化製場、死亡獣畜取扱場、貯蔵の施設） 第6号（食鳥処理場） 第7号（動物処理場） 第11号（卸売市場） 第17号（廃棄物の処理施設他社物への変更） 第18号（特別管理廃棄物） 第19号（汚染土壌処理施設）	○	○	事業区域の周囲から200mの範囲内
条例第2条第2項第3号（大規模小売店舗） 規則第7条第8号（興行場） 第9号（旅館業の用に供する施設） 第10号（公衆浴場） 第14号（学校、社会福祉施設） 第20号（パチンコ店、ゲームセンター等）	○	○	事業区域の周囲から100mの範囲内
条例第2条第2項第4号（高さが18mを超える建築物） 第5号（都市計画法開発行為3,000㎡以上） 規則第7条第2号（墓地及び納骨堂） 第5号（動物取扱業の用に供する施設） 第12号（特定工場） 第13号（水質汚濁防止法） 第15号（区画形質変更3,000㎡以上） 第16号（区画形質変更3,000㎡以上）	○	○	事業区域の周囲から50mの範囲内

- ◆ 説明会対象範囲の例（下記の①、②、③の3つに該当する区域全部が説明会の対象範囲です。）

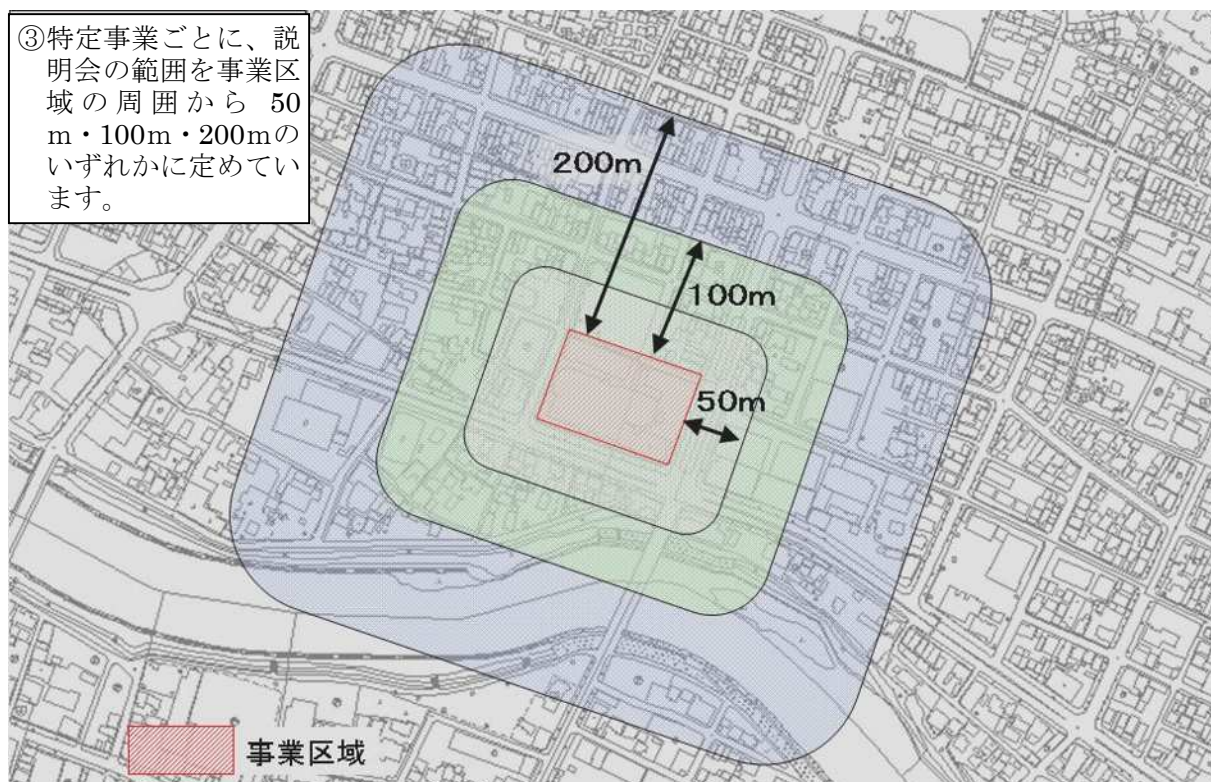
①事業区域の周囲から予定建築物の高さの2倍の距離までを説明会の範囲とします。
例：高さが40mの場合、事業区域の周囲から80mの区域が説明会の範囲となります。



②予定建築物の高さが15mを超える場合には、電波障害の机上検討図により影響が及ぶと想定される範囲となります。
※アナログ波、デジタル波、名古屋・瀬戸・豊橋などからの電波や反射波も含めて影響が想定される範囲となります。



③特定事業ごとに、説明会の範囲を事業区域の周囲から 50m・100m・200mのいずれかに定めています。



2 説明会開催までの流れ

次の流れに沿って、特定事業の説明会を開催してください。

① 特定事業の計画

- ・ 事前に事業計画を市役所担当者へご相談いただき、実施の条件（10～12 ページ）等を確認し、実施の条件を満たした計画としてください。
- ・ 説明会の対象範囲（13 ページ）を確認してください。

② 説明会の開催日時、場所の決定

- ・ 説明会の対象範囲に含まれる町内会の総代と説明会の開催日時及び場所について協議し、決定してください。

③ 特定事業お知らせ板の設置

- ・ 説明会開催日の**3週間前**までに、お知らせ板を設置してください。
- ・ お知らせ板の様式及び記載内容は、様式集にてご確認ください。
- ・ お知らせ板の設置場所

お知らせ板は、特定事業の予定地で道路に接する部分の、当該予定地の外部から見やすい場所に設置してください。（当該予定地が2以上の道路に接する場合にあっては、原則としてそれぞれの道路に接する部分。予定地が100m以上にわたって道路に接する場合にあっては、100m以内ごとの部分）

- ・ お知らせ板の管理
事業者は、お知らせ板が破損し、又は倒壊しないよう設置し、及び当該お知らせ板の記載事項が不鮮明にならないよう管理してください。
- ・ お知らせ板の設置期間
お知らせ板は、**協議結果の通知を受けた日まで**設置してください。

④ 説明会の開催通知文を説明会範囲内の各戸に配布

- ・ お知らせ板を設置した日から起算して**1週間以内**に、説明会範囲内の各戸（事業所を含む）に説明会の開催通知文を配布してください。
- ・ 開催通知文には、以下の内容を記載してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の名称及び内容 (2) 説明会の開催日時及び場所 (3) 特定事業の事業区域の位置、面積及び位置図 (4) 特定事業者の名称、所在地及び代表者の氏名 (5) 特定事業の担当者の氏名及び連絡先 (6) 説明会の関係地域 (7) 条例のあらまし（当パンフレット 18、19 ページを使用） |
|--|

⑤ 特定事業お知らせ板設置報告書の市への提出

- ・ 説明会開催通知文の配布を完了した日から**3日以内**に、「特定事業お知らせ板設置報告書」を提出してください。
- ・ 「特定事業お知らせ板設置報告書」の添付資料

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 位置図（お知らせ板の設置箇所及び説明会の開催通知文を配布した範囲地域を記載） (2) 現況図 (3) 土地利用計画平面図 (4) 予定建築物の平面図及び立面図 (5) お知らせ板の設置状況を明らかにした写真（設置箇所ごとに遠近各 1 枚） |
|---|

⑥ 説明会の開催

- ・ 19 ページ以降に、説明会の開催に関する詳細な説明がありますので、そちらを確認してください。
- ・ 説明会の開催後、岡崎市との事前協議に進んでください。

【説明会実施の例】

月	火	水	木	金	土	日
①特定事業の計画、②説明会の開催日時、場所の決定						
				③から起算して1週間以内	③ お知らせ板設置	
				④ 開催通知文の配布		
⑤ お知らせ板設置報告書の提出	④の完了から3日以内				3週間前	
						⑥ 説明会の開催

※ お知らせ板設置報告書の提出期限が閉庁日になる場合は、翌開庁日に提出してください。

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き
及び実施に関する条例（特定事業手続条例）のあらまし
～計画を知った市民の皆様へ～

1 はじめに

廃棄物処理場、大規模商業施設、マンション等の高さが 18mを超える建築物などの設置など、周辺環境の保全及び形成に大きな影響を及ぼす行為であっても、事業者（土地所有者等）は、法令の範囲内で自由に土地を活用し事業を行うことができます。そのため、時として事業者と周辺住民の間にトラブルが生じることがあります。

そこで、岡崎市は条例により、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるものの、事業内容の説明が義務づけられていない事業について、周辺住民と事業者の協議の場を設け、トラブル解決の糸口としています。

2 説明会の実施

条例に規定しているこの説明会は、法律上、事業内容の周知等を義務付けていない事業について、事業者と周辺住民の皆様が自主的な話し合いを行う機会を確保することが目的で設定しています。

事業者が、事業の計画や施工方法等を説明するとともに、事業活動を行う上で法律等に規定のない事項について、周辺住民の要望を話し合う場としています。**事業の実施の是非を問うものではありません。**

周辺住民の皆様の生活環境はとても大切な問題です。一方、事業者の財産を法令の範囲内で活用するという事業計画も正当な行為です。お互いの立場を尊重し、譲り合いの精神を持って話し合いによる解決を目指す姿勢が望まれます。

まずは**事業者の説明をよく聴き、内容を理解するところから始まります**。説明会の中で疑問や不安に思うことは整理して正確に伝え、要望は、事業者が事業計画を変更することにより可能となるものでありますので、当事者間の真摯な話し合いで実現させていくことが必要です。なお、説明会は原則として3回まで開催することができます。

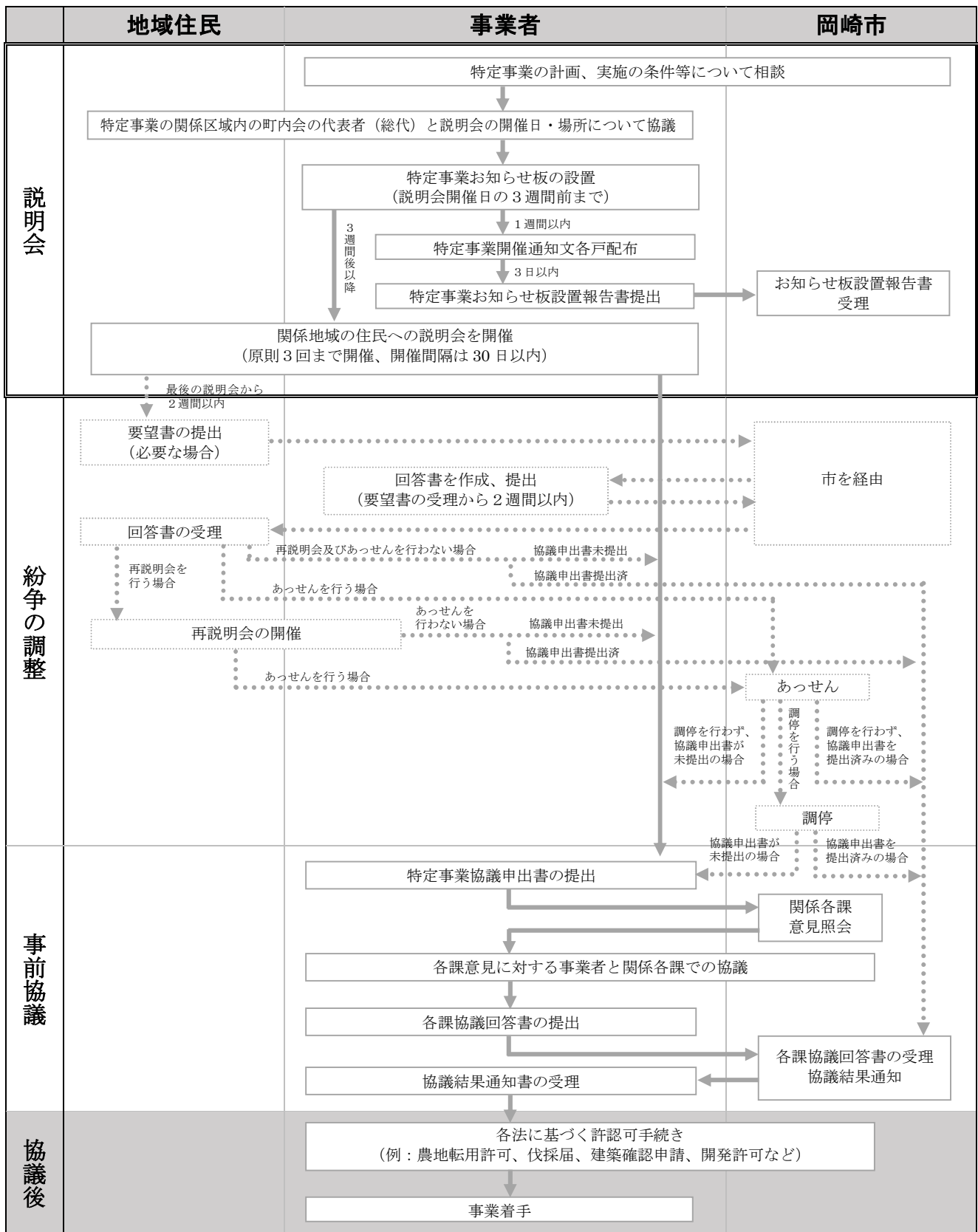
3 要望書の提出について

最後の説明会の開催された後、説明内容や要望等について不明な点がある場合は、関係住民等の代表者から事業者へ、市を経由して提出することができます。**提出期限は、最後の説明会開催日より2週間以内**です。要望事項は、現実的で具体的な内容とすることが重要です。

4 トラブル(紛争)の調整

市は、当事者間の主張に大きな隔たりがあり、話し合いだけでは解決が困難な場合、解決を支援するため、当事者双方からの申し出により「あっせん」、「調停」を行います。「あっせん」とは、市が当事者双方の主張の要点を確かめ、適切な助言や資料を提供することにより、また、「調停」とは法律、建築、行政等の専門家で構成される特定事業紛争調停委員会が必要な調査審議を行い、適切な和解案を提示する等により、トラブルを解決に導こうとするものです。

特定事業の流れ



3 説明会の開催

事業者は、特定事業に関し下記の説明内容について記載した明確かつ平易な資料を作成し、これを説明会において近隣住民等に配布しなければなりません。

説明会の開催回数は3回までとします。この場合において、説明会から次の説明会までの期間は、30日を超えてはなりません。ただし、特定事業者及び関係住民等の代表者が協議し合意した場合は、説明会の開催回数及び説明会から次の説明会までの期間を変更することができます。

説明会后、市長との事前協議に進む際、事前協議に必要な書類とともに「説明会実施報告書」に議事録と説明会で配布した資料を添付し、提出してください。

◆ 説明会での説明内容

住民への説明項目		説明すべき内容
1 関係者の紹介		・事業者、設計者、工事監理者、工事施行者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
2 事業区域に関する事項	(1) 事業区域の場所	・事業区域の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
	(2) 敷地の規模等	・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
	(3) 駐車施設及びごみ集積所	・駐車台数及び出入口の位置並びにごみ集積所の位置及び大きさ
3 事業区域の対象法令等	(1) 都市計画法の地域地区等	・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
	(2) その他	・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
4 予定建築物の概要	(1) 用途等	・予定建築物の用途、規模及び住戸数
	(2) 規模及び階数	・建築面積、延べ面積、高さ及び地上(地下)階数
	(3) 構造及び基礎の構造	・建築物の構造の種別及び基礎の種別
	(4) 外観等	・事業計画の平面図、建築物の立面図
5 開発行為予定地の土地利用の概要	(1) 公共施設	・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路、公園及び緑地の位置及び大きさ
	(2) 公益的施設及びその他の施設等	・集会施設並びにごみ集積所等の有無、位置及び大きさ
6 造成の概要(造成工事がある場合)		・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置

住民への説明項目		説明すべき内容
7 日影の影響	日影影響等の状況の説明（高さ18mを超える建築物がある場合）	・法日影図による適法性及び予定建築物による実日影の説明 ・愛知県建築基準条例第11条による日影図。これ以外の区域については実日影とする。
8 電波障害	テレビジョン電波受信障害の対策（高さ15m以上の建築物がある場合）	・電波受信障害予測図及び障害が発生した場合の具体的な対策（共同アンテナ、ケーブルテレビ等） ・アナログ及びデジタル等の障害に対する対応を説明
9 風の障害	風害の対策（高さ15m以上の建築物がある場合）	・風害による周辺への影響、事業区域内での対策案、発生した場合の対応
10 工事の施行に関する事項	(1) 工期、休日及び作業時間	・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
	(2) 工事車両の運行	・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
	(3) 安全対策	・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置、通学時間帯の対応策
	(4) 家屋調査	・調査の内容及び措置
	(5) 緊急時連絡体制	・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
11 特定用途の営業に関する事項	(1) 営業等	・営業（操業）日及び営業（操業）時間
	(2) 交通対策	・発生交通量、駐車施設の位置及び誘導対策
	(3) その他	・他法令による許可等が必要な場合はその内容
12 その他	(1) 地元要望による協定書	・工事協定書の締結
	(2) 説明会後の事業者の変更に対する対応	・地位承継がある場合の説明事項の遵守

上記説明内容について、工事施行会社など、決定しておらず説明できないものは省略することができる。

VI 事前協議

説明会の開催後、「特定事業計画協議申出書」または「特定事業計画協議届出書」(※)に必要書類を添付して都市計画課へ提出してください。提出された申出書をもとに市の関係各課の意見を聴取し、その意見を特定事業者へ送付します。送付を受けた特定事業者は、意見書の内容について回答を検討し、その回答を関係各課と協議し、協議後の内容を都市計画課へ提出してください。

この協議の終了後、協議結果通知書を特定事業者へ送付します。この協議結果通知書の受領後に他法令の手続きを開始してください。

なお、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」における景観協議の対象となる特定事業については、景観関係の書類を添付し、担当課との協議を経て特定事業の事前協議結果通知を受けた場合は、特定事業の事前協議と同時に景観協議を終えたものとみなせます。

※ 「特定事業計画協議申出書」と「特定事業計画協議届出書」の違い

特定事業の手続きを要する事業のうち、「岡崎市土地利用基本条例」第7条に規定する「大規模土地利用行為に係る事前協議」を実施したものについては、事業計画に変更がないときは、「申出」でなく「届出」として、各課への意見照会が省略できる場合があります。詳しくは特定事業手続き条例施行規則第14条をご確認ください。

1 必要書類（必要性の欄 ○＝必須、△＝事業によっては必要）

このチェックリスト自体は提出不要ですが、各種添付書類を揃える際の確認等にご活用ください。

番号	必要性	チェック	図書の種類	備考（記載内容等）
0	○		説明会実施報告書	説明会で配布した資料、議事録を添付すること。
1	○		事業計画概要書	事業計画の概要、防災計画（工事中及び工事完了後の土砂流出の防止、排水、洪水調整、交通安全、消防用水等に関する防災計画）、公害防止計画（工事中及び工事完了後の騒音、振動、防塵、廃棄物の処理対策、電波障害等の処理対策）を記載。
2	○		事業実施工程表	用地売買、測量、実施設計、工事着手、工事完了、供用開始その他事業の実施に関する工程並びに操業工程及び操業内容を記載。
3	○		事業区域位置図 （縮尺 概ね 1/2,500）	事業区域を赤線で囲うこと。 方位、事業区域、周辺の土地の形状、道路、鉄道、河川並びに施設等の状況を記載。
4	○		現況写真	敷地及び周辺の状況が分かるもの
5	○		土地利用計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上）	事業区域を赤線で囲うこと。 事業区域内に既存の施設を有する場合はその旨を明記。 事業区域、造成等の箇所、各種施設の名称、位置及び規模、各種構造物の名称及び位置、道路の位置及び幅員、緑地の位置及び面積、消防施設、駐車場の位置及び台数（敷地外に駐車場を設置する場合は敷地外駐車場を含む。）並びに排水調整施設の位置及び能力を記載。
6	○		公図の写し	事業区域を赤線で囲うこと。 公図が数枚にわたる場合は集合図も可。
7	○		土地所有者一覧表	特定事業の種類に応じて同意を必要とする土地の所有者住所、氏名、地目、地積を記載。土地登記簿の添付も可。
8	○		求積図	事業区域の実測面積が分かる書類。
9	△		造成計画断面図	造成行為がある場合、縦横断面図を提出
10	△		土量計算書及び土量搬入出経路図	造成行為がある場合、事業区域内土量及び搬入・搬出土量の計算書並びに搬入・搬出土量経路図を提出
11	△		建物立面図及び平面図	事業区域内に建築物がある場合のみ。既存建築物についても必要。
12	△		日影図	高さが 18m 以上の建築物がある事業の場合、愛知県建築基準条例第 11 条による日影図を添付。

13	△		電波障害机上検討図	高さが 15m 以上の建築物がある事業の場合、電波障害（地上波デジタル波も含む）の机上検討図を添付。
14	○		雨水算出量計算書	雨水排水について、事業前と事業後における事業区域内での雨水算出計算書を添付。計算方法については、市街化区域外の場合は河川課、市街化区域内の場合は下水道工事課に確認すること。 排水調整施設を設置するあたり、貯水容量を算出するための降雨量の基準は、100mm/時の 2 時間分とする。
15	△		景観配慮計画書	景観協議を兼ねる事業の場合、景観配慮チェックシート（様式あり）、現況写真（敷地及び周辺のもの）及び色彩立面図又は完成予想図を提出。 ※ 詳細についてはまちづくり推進課に確認
16	○		特定事業等に係る環境保全手続確認票（様式あり）	
17	○		同意書	特定事業の種類に応じて必要な関係者の同意書（土地所有者と事業者が同一の場合は「7 土地所有者一覧表」として土地登記簿を添付することで同意書は不要）
18	△		その他市長が必要と認める図書	自然環境保全計画書、植生回復計画書等、環境保全協定締結の確約書等 事業に必要な駐車場を敷地外で賃貸駐車場により確保する場合は、該当管理者の同意書及び賃貸解消時の担保措置として「迷惑駐車防止に関する誓約書」の提出が必要。

2 提出書類の様式、部数等について

- ・ 様式の定めがない添付書類については任意の様式とします。
- ・ 本申出書類の提出部数は、**正本 1 部、副本 1 部**及び**協議申出書・添付書類一式のデジタルデータ（PDF）**です。

(参考) 同意書の記載例

- * 同意書は個々でも、一覧表でも可(様式等も任意)
- * 記載は直筆で押印してください。

(事業区域内土地所有者同意)

同意書(例)

私が所有する土地(岡崎市〇〇〇町字△△△□□番◇)において行われる〇〇〇〇〇〇〇事業については、異議なく同意します。

令和 年 月 日

住所
氏名

印

(廃棄物処理施設・積替保管施設・火葬場・と畜場・化製場・死亡獣畜取扱場・食鳥処理場・動物処理場・卸売市場・一部の汚染土壌処理施設の事業について必要)

(200m 区域内居住者同意)

同意書(例)

岡崎市〇〇〇町字△△△□□番◇において行われる〇〇〇〇〇〇〇事業については、周辺居住者として異議なく同意します。

令和 年 月 日

住所
氏名

印

(廃棄物処理施設・積替保管施設・火葬場・と畜場・化製場・死亡獣畜取扱場・食鳥処理場・動物処理場・卸売市場・一部の汚染土壌処理施設の事業について必要)

(30m 以内隣接土地所有者同意)

同意書(例)

私が所有する土地(岡崎市〇〇〇町字△△△□□番◇)の隣接において行われる〇〇〇〇〇〇〇事業については、異議なく同意します。

令和 年 月 日

住所
氏名

印

VII 協議結果の通知後について

特定事業の協議が終わると、協議結果通知書を市から送付します。この後に、各法令等に基づく申請その他の手続きを行い、工事に着手できます。また、説明会の開催前に設置した「特定事業お知らせ板」についても、協議結果通知書の受領後に撤去ができます。

協議後の特定事業に係る主な提出書類は以下の通りです。

1 工事に着手したとき

各手続きの完了後、工事に着手したときには、速やかに「特定事業工事着手届」を提出してください。

提出部数… 1 部

添付書類… 工程表

2 工事を完了したとき

協議内容通りの事業が完了したときには、速やかに「特定事業工事完了届」を提出してください。また、協議通り完了しているか、現場確認をさせていただく場合がありますので、日程調整等ご協力をお願いします、

提出部数… 1 部

添付書類… 完成後の配置図及び写真（緑地、排水施設等）

3 事業計画に変更が生じたとき

協議結果の通知から、特定事業が完了するまでの間に、特定事業の内容を変更しようとする場合は、変更の内容が軽微であると市長が認める場合を除き、説明会の開催及び市との事前協議を再度実施する必要があります。

原則、以下の変更が生じる場合は、変更の内容が軽微とは認められませんので注意してください

- ・ 事業区域となっていなかった土地を事業区域とする計画の変更
- ・ 高さが 18m を超える建築物を増やし、又は高さが 18m を超える建築物の高さをより高くする計画の変更
- ・ 特定事業に該当する事業を追加する計画の変更
- ・ 計画変更により、施行規則第 16 条に規定する遵守すべき条件のうち、次に掲げる事項が異なる条件になるもの
 - ア 事業区域の主な出入り口の位置
 - イ 事業区域の主な出入り口が接する道路の幅員
 - ウ 事業区域内の緑地面積
 - エ 事業区域内に設置する駐車場の位置又は台数
 - オ 事業区域内に設置する排水調整施設の位置又は調整容量

担当：岡崎市 都市計画課 総務係 TEL 0564-23-6248 FAX 0564-23-6514